

PCB 廃棄物の保管方法

PCB 廃棄物は、廃棄物処理法における特別管理産業廃棄物に該当します。

- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者（有資格者。表 1）を配置してください。
- ・ 特別管理産業廃棄物保管基準に従って保管してください。

特別管理産業廃棄物保管基準（PCB 廃棄物関係）

- 1 周囲に囲いを設置すること。
- 2 見やすい箇所に掲示板（図 1）を設置すること。
- 3 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 4 他の物が混入しないように仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。
- 5 容器に入れ密封するなど揮発防止のために必要な措置を講ずること。
- 6 高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- 7 腐食を防止するために必要な措置を講ずること。

保管の例

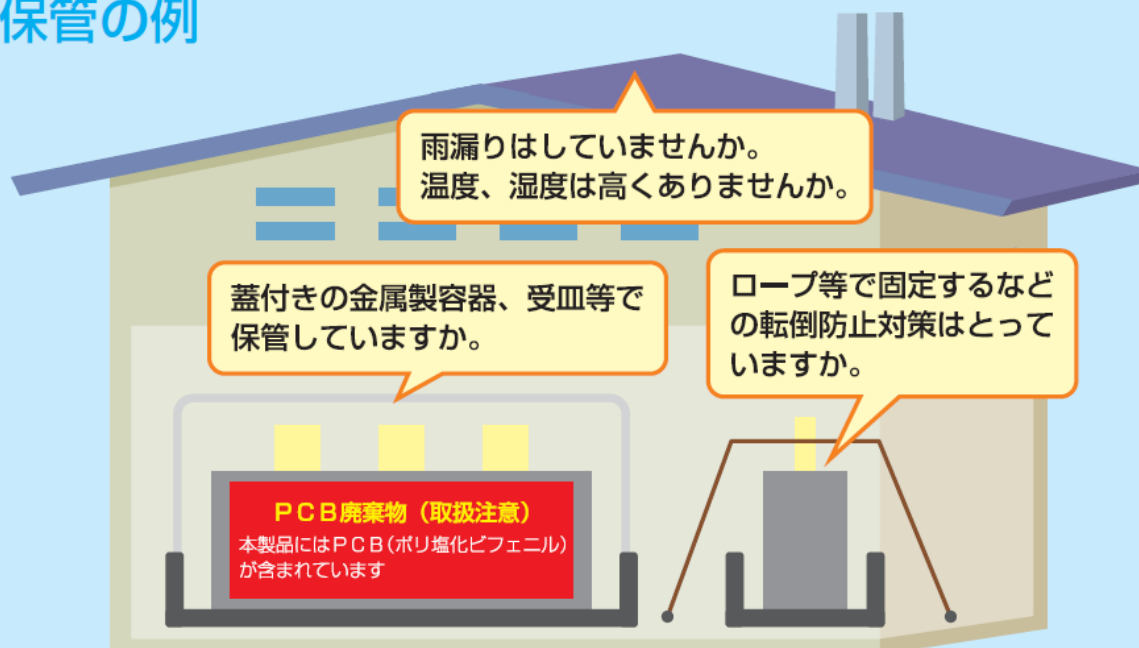


表 1 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件

実務経験がない方でも、日本産業廃棄物処理振興センターが主催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講することで資格が得られます。

	資格（学校区分）	課程	修了科目	要件（必要年数）
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後2年以上の実務経験（※）
ハ	大学	理学、薬学、工学、農学 又は相当課程	衛生工学、化学工学 以外	卒業後3年以上の実務経験
ニ	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学 又は相当課程	衛生工学、化学工学	卒業後4年以上の実務経験
ホ	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学 又は相当課程	衛生工学、化学工学 以外	卒業後5年以上の実務経験
ヘ	高校、中等教育		土木科、化学科又は相当学科	卒業後6年以上の実務経験
ト	高校、中等教育		理学、工学、農学又は相当科目	卒業後7年以上の実務経験
チ	上記以外の者			10年以上の実務経験
リ	日本産業廃棄物処理振興センターが主催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者			

※実務経験＝廃棄物の処理に係る技術上の実務に従事した経験

図 1 特別管理産業廃棄物保管場所の掲示板（例）

特別管理産業廃棄物保管場所 1 特別管理産業廃棄物の種類 廃 PCB 等、PCB 汚染物 2 管理者名 株式会社〇〇 3 連絡先 0178-〇〇-〇〇〇〇 4 保管の高さ（最高） — ※屋内保管の場合、高さ基準が適用されないため「—」表示

注) ・縦・横 60cm 以上 ・みやすい文字の大きさ ・みやすい場所に掲示 ・紙・マグネットで可
